

# 死因究明等推進計画（案）に掲げる施策について（見え消し）

No.	基本的施策	左記の基本的施策に対応する次期推進計画上の施策（概要）（案）	【ご参考】第3回検討会における指摘事項・論点等 ※委員敬称略
1	<p>死因究明等に係る人材の育成等（法第10条）</p> <div data-bbox="201 793 448 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt; 凡例 &gt;</p> <p>○：前回計画と同様の施策</p> <p>◆：再掲</p> <p>◎：新規施策（赤字）</p> </div>	<p>(1) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国立大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）</li> <li>○国公立大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大（文部科学省）</li> <li>○死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発。その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進（文部科学省）</li> <li>○モデル・コア・カリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の周知徹底（文部科学省）</li> <li>○臨床研修病院等に対する、臨床研修における死因究明に関する到達目標の周知徹底（厚生労働省）</li> <li>○死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省）</li> <li>○死体検案研修（基礎）的な検案に関する研修会への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省）</li> <li>○異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）</li> <li>○都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）</li> <li>○都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁）</li> <li>○検査や解剖結果について、の検案や読影を行ったする医師へ、捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）</li> <li>○死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の技術向上（厚生労働省）</li> <li>○小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして結果、死亡時画像診断の有用性等を検証。5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映（厚生労働省）</li> <li>○死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）</li> <li>○解剖結果の死亡時画像読影医への還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）</li> <li>○国公立大学を通じた歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充（文部科学省）</li> <li>○歯科大学学長・歯学部学長会議等における関係団体と連携した医師・歯科医師に対する死因究明等に係る研修会の開催の実施について各大学へ要請（文部科学省）</li> <li>○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成（警察庁、海上保安庁）</li> <li>○都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁）</li> <li>○各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部学長会議等において周知（文部科学省）</li> <li>○医学部・歯学部・薬学部における死因究明等に係る教育事例方法等の具体案等について全国薬科大学長・薬学部学長会議等において各大学への積極的な紹介 薬学部における死因究明等に係る教育事例等について各大学への積極的な紹介（文部科学省）</li> <li>◎死因究明等を通じた公共の秩序の維持や公衆衛生の向上等の重要性について、医学部・歯学部・薬学部の教育責任者等が参加する会議等における周知（文部科学省）</li> </ul>	<p>○法医学の医師がいなくなってしまうことがないよう、底上げをする施策が必要であり、交付金ではなく補助金のような形で施策を検討してもらいたい（今村知、p4）</p> <p>○歯科のモデル・コア・カリキュラムの検討の場に、歯科法医学の専門家を選定委員として加えてほしい（テーマ別ミーティング、p9）</p> <p>○解剖医が少ないことについて、警察から都道府県の衛生部局に危機意識を伝えるとか、文部科学省から国立大学に働き掛けることが必要ではないか（テーマ別ミーティング、p10）</p> <p>○薬学教育のモデル・コア・カリキュラムや薬剤師国家試験の関係も検討すべき（久保、p11）</p> <p>○歯科医師が死体を検案することの法的根拠の整理をしっかりとってほしい（都築、p15）</p>
2	<p>死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備（法第11条）</p>	<p>(2) 警察等の職員の育成及び資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○検視官等に対する教養（研修）の内容の充実（警察庁）</li> <li>○警察の全国会議における発表等を通じた好事例、効果的な取組等に関する情報の共有（警察庁）</li> <li>○法医学教室等における研修により専門的知識・技能を習得した職員の海上保安部署への配置の拡充（海上保安庁）</li> <li>○鑑識官等に対する研修内容の充実（海上保安庁）</li> <li>◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力（警察庁、海上保安庁）（再掲）</li> <li>◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁）</li> <li>◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力研修・訓練の標準的な内容を示した指針の作成（警察庁、海上保安庁）（再掲）</li> <li>◆都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等への参画（海上保安庁）</li> </ul>	<p>○法医学教室の人員が1人、2人で教育が本当に可能なのか。一定の教育をするためには最低限の人員は国立大であろうと私立大であろうと満たしていることが必要であり、大学に問題意識を持ってもらわないといけない（冢保、p8）</p> <p>○薬学教育の拠点化を進めるため、運営費交付金とか補助金による支援策を検討してもらいたい（久保、p13）</p>
3	<p>死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備（法第12条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆◎国立大学における死因究明等に係る教育及び研究推進の拠点整備のための取組の継続・拡大と他大学への成果の普及（文部科学省）（再掲）</li> <li>◆国公立大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大（文部科学省）（再掲）</li> <li>◆死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発。その結果を関係大学に紹介することによる人材育成の促進（文部科学省）（再掲）</li> <li>◆国公立大学を通じた歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充（文部科学省）（再掲）</li> <li>○全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部学長会議等における死因究明等の重要性の周知（文部科学省）</li> </ul> <p>○政府における死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制の構築、関連施策の総合的かつ計画的な推進、実施状況の検証・評価・監視</p> <p>○地方公共団体に対し、死因究明等推進地方協議会の設置・活用を要請（厚生労働省）</p> <p>○地方公共団体に対し、薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備を要請（厚生労働省）</p> <p>○地方の関係機関・団体に対する死因究明等推進地方協議会の設置・活用に向けた協力の指示・要望（内閣府厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）</p> <p>○各地方公共団体の施策形成等の取組の参考指針となる指針マニュアルの策定・提示、各地方公共団体ごとの計画の策定の要請（厚生労働省）</p> <p>◎各地方公共団体における検案・検査・解剖の実施体制等に関する実態調査の実施（厚生労働省）</p> <p>◎地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援（厚生労働省）</p> <p>○日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）</p> <p>○日本歯科医師会による、全国的な歯科所見による身元確認を行う歯科医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）</p>	<p>○地方協議会について、各県の情報をホームページで一覧化するとか、各県の活動を活性化させるようなマニュアルを示したりすることを検討すべき（テーマ別ミーティング、p9）</p> <p>○地域間の格差に関して、実態把握がまずは必要（同上）</p> <p>○公衆衛生上必要な解剖や検査を実施することができる仕組みを地方協議会で議論されるべき（同上）</p> <p>○各県の中で完結しない場合、県境を越えた体制構築も考える必要がある（テーマ別ミーティング、p10）</p> <p>○例えば「地域間の格差の是正」とあるが、何が「正」なのか、あり得べき姿は何なのかについて議論すべき（久保、p12）</p> <p>○地方協議会において、何が問題なのかを把握して、PDCAサイクルのようなものが回っていくためにも、地域ごとの目標設定が重要（佐藤、p21）</p> <p>○それぞれの地域で事情が違うので、何を重点にするか、ここに行きますという目標があって、ここが足りないからこうしようという議論を地方協議会でしてもらいたい（久保、p23）</p> <p>○地方協議会において、地域の死因究明に関する情報を収集し、地方公共団体の状況を把握するような拠点になるというのは、一つの役割としてあり得る（野口、p30）</p>
4	<p>警察等における死因究明等の実施体制の充実（法第13条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後見込まれる死者数の増加に対応すべく、一層効率的かつ効果的な検視官の運用について検討を実施検視官の臨場率の更なる向上を図るため検視官の運用の見直し等の必要な措置を実施、検視官が臨場できない場合における検視支援装置の整備（警察庁）【P】</li> <li>○司法解剖経費及び死因・身元調査法に基づく解剖の委託経費について日本法医学会と調整しながら必要な検討を実施（警察庁）</li> <li>○必要な薬毒物定性検査を迅速かつ確に実施するための科学捜査研究所の体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）</li> <li>○死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）</li> <li>○死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警察庁、海上保安庁）</li> <li>○身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るために構築したシステムの適正かつ効果的な運用、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築（警察庁）</li> <li>○身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定が適切に実施できるように鑑定体制を整備（警察庁）</li> <li>○検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化の検討（法務省、警察庁、海上保安庁）【P】</li> </ul>	

5	<p><b>死体の検案及び解剖等の実施体制の充実（法第14条）</b></p>	<p><b>（１）検案の実施体制の充実</b>  ◆日本医師会による検案する医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）（再掲）  ◆死体検案研修（上級）の研修内容の充実を通じた、検案する医師の充実及び技術向上（厚生労働省）（再掲）  ◆<b>死体検案研修（基礎）</b>的な検案に関する研修会への参加について広く医師に働き掛け、研修教材をホームページ等で提供（厚生労働省）（再掲）  ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）  ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、<b>死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の技術向上</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆<b>地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆検査や解剖結果について、<b>の検案や撮影を行った</b>する医師へ、<b>捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法</b>について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして、<b>死亡時画像診断の有用性等結果</b>を検証、5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、<b>その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映</b>（厚生労働省）（再掲）  ○検案書発行料等の費用負担の在り方の検討についてこれまでの検討結果のとりまとめ、地方公共団体への還元、引き続き研究を推進（厚生労働省）  ○「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体の検討<b>様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の実現に向けた検討</b>（厚生労働省）  ○<b>検案医が法医に相談することができる体制の構築</b>（厚生労働省）  ○地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）</p> <p><b>（２）解剖の実施体制の充実</b>  ◆<b>地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ○<b>死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援</b>（厚生労働省）  ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲）  ○地方に対し、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討を要請、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援の実施  ○監察医の在り方について検討（厚生労働省）  ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p>	<p>○検案する医師の補償の根拠が都道府県によってバラバラなので、国としてルールを統一できないか議論すべき（今村聡、p5）  ○検案1体当たりの費用の基準を国で示せないか（テーマ別ミーティング、p10）  ○検案医の資格制が考えられないか（同上）  ○検案医の処遇に関しては、学校医の制度等を参考にもう少し改善する余地があるのではないか（同上）  ○在宅死に関して、死体検案講習会の充実や訪問看護との連携を進めるべき（佐藤、p11）  ○検案医のなり手がいない中で、ハードルだけ高くしても仕方がないので、インセンティブをつけた上で資格化する形とすべき（今村聡、p13／近藤、p14）  ○在宅死で、実際に持病の薬を出している医者が最後まで診るのだとすれば、検案ではなくて看取りなので、診療報酬での対応も可能になるのではないか（佐藤、p28）</p> <p>○公衆衛生的な解剖をどうやって増やしてか考えるべき（近藤、p31）</p>
6	<p><b>死因究明のための死体の科学調査の活用（法第15条）</b></p>	<p><b>（１）薬物及び毒物に係る検査の活用</b>  ◆<b>地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆<b>死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲）  ○<b>薬毒物検査の実施に必要な標準品を提供することを可能とする仕組みの検討</b>（厚生労働省）  ◆必要な薬毒物定性検査を迅速かつ的確に実施するための科学捜査研究所の体制整備、必要に応じた法医学教室等との連携（警察庁）（再掲）  ○簡易検査キットを用いた予試験の徹底や複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実、必要な定性検査の確実な実施（警察庁）  ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）  ◆必要な薬毒物に係る定性検査の確実な実施（海上保安庁）  ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p> <p><b>（２）死亡時画像診断の活用</b>  ◆<b>地方公共団体による薬毒物等の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備への支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆<b>死因究明等を行うために必要な検査・解剖等を行う施設・設備の整備費用の支援</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆検案に際してにおいて必要とされた検査・解剖を明らかにするための研究の推進について、異状死死因究明支援事業を活用した費用の支援（厚生労働省）（再掲）  ◆死亡時画像診断に関する研修内容の更なる充実を通じた、<b>死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の技術向上</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析するなどして結果、<b>死亡時画像診断の有用性等結果</b>を検証、5年後を目途に検案する医師の参考となるマニュアルを作成し、<b>その結果に基づき死亡時画像診断に関する研修用の教材を作成及び検証結果を研修内容に反映</b>（厚生労働省）（再掲）  ◆死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会や法医学教室等との連携強化、実施体制の見直し（警察庁）（再掲）  ◆死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係の強化・構築（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆地方における死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用等を通じて協力するよう大学に要請（文部科学省）（再掲）</p>	<p>○薬毒物検査について、全ての都道府県での整備が難しいので、地域ごとの拠点の整備も念頭におくべき（テーマ別ミーティング、p10）  ○実際に検査をする上で必要な薬物の標準品の入手方法として、国立医薬品食品衛生研究所の標準ライブラリの活用について検討すべき（久保、p11）  ○公衆衛生目的での検査ができるような体制の整備が必要（中山、p11）  ○薬物検査用の装置について、各県で、科捜研以外の大学や解剖施設である程度揃える必要はある（近藤、p16）</p> <p>○死因究明用のCT等を各都道府県に1つは設置してもらう必要があるのではないか（テーマ別ミーティング、p10）  ○画像診断医についての補償（※ママ）や処遇を考える必要があり、地方協議会には放射線技師や放射線医に入ってもらって議論に参画してもらうことが必要（同上）  ○CTを撮影する施設を県の囃託機関みたいな形にすればより協力が得られるのではないか（久保、p12）  ○身元確認のための画像検査も論点に入れてもらいたい（都築、p20）</p>
7	<p><b>身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備（法第16条）</b></p>	<p>◆日本歯科医師会による、全国的な<b>歯科所見による身元確認を行う</b>歯科医師のネットワーク強化に関し、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を実施（厚生労働省、警察庁、文部科学省、厚生労働省、海上保安庁）（再掲）  ◆身元不明死体情報と行方不明者情報を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るために<b>構築したシステムの適正かつ効果的な運用</b>、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築（警察庁）（再掲）  ◆身元不明死体の身元確認のために必要なDNA型鑑定が適切に実施できるように鑑定体制を整備（警察庁）（再掲）  ○大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所要の準備を進める。（警察庁）  ○歯科診療情報の標準化のための事業を実施、電子カルテ等に必要な情報提供機能を搭載できるよう周知及び支援を実施、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討<b>電子カルテ等に歯科診療情報の標準化に必要な口腔診査情報標準コード仕様を実装できるよう周知等を実施、口腔診査情報標準コード仕様等の歯科診療情報による身元確認に活用できるデータベースの構築について検討を実施</b>（厚生労働省）</p>	<p>○口腔診査情報標準コード仕様について、歯科クリニックで多く導入されているレセコンでできる範囲で進めていくことがまずは必要で、可能であれば画像データのシステムとの紐付けにすべき（テーマ別ミーティング、p9）  ○データベースの法的な問題の検討が引き続き必要（同上）  ○多数遺体のデータベースを検索して個人を特定するスクリーニングに用いるときに法律的な整備が必要ということについて、この検討会で検討を進めていただきたい（柳川、p14）</p>
8	<p><b>死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進（法第17条）</b></p>	<p><b>（１）死因究明により得られた情報の活用</b>  ○死因・身元調査法に基づく関係行政機関への通報（警察庁、海上保安庁）  ○異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例を<b>データベース</b>に収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用、製品事故等の社会的問題を発見した場合の関係行政機関への速やかな連絡（厚生労働省）  ◆異状死死因究明支援事業等の成果の検証結果を、検案する医師に対する研修会等に反映することによる医師の資質向上（厚生労働省）（再掲）  ◆都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び<b>参画並びに死体検案研修等に対する警察における事例紹介等の協力</b>（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆死亡時画像診断に関する研修会について事例紹介等の協力（警察庁）（再掲）  ◆<b>都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催及び参画並びに歯科医会連絡協議会等に対する警察における事例紹介等の協力</b>（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆検査や解剖結果について、<b>の検案や撮影を行った</b>する医師へ、<b>捜査に支障の生じない範囲で提供の還元方法</b>について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆解剖結果の死亡時画像撮影医への還元方法について検討（警察庁、海上保安庁）（再掲）  ◆「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についての研究の推進、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体の検討<b>様式の見直し、死亡診断書（死体検案書）の電子的交付の実現に向けた検討</b>（厚生労働省）（再掲）  ○<b>子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組みについて検討</b>（厚生労働省）</p> <p><b>（２）死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進</b>  ○司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等について、捜査への影響等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を実施（警察庁、法務省、海上保安庁）  ○犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等に対し丁寧な説明を実施（警察庁、海上保安庁）  ○解剖結果等の専門的知識を要する事項について、解剖を行った医師等に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応を実施（警察庁、海上保安庁）  ○死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにより、解剖結果等の専門的知識を要する事項について医師が説明すべき旨を追記し医師会等を通じて周知（厚生労働省）</p>	<p>○データベースには、なるべく多くのデータが含まれるようにする必要がある（中山、p11）  ○今村知明委員の「死亡診断書と死体検案書に分類した集計」という意見は、死亡診断書が電子化されれば、こだわるものではないとされており、2つに分ける必要はなく、電子化すれば同時に解決する問題（今村聡、p25）  ○現状の統計で、自宅死が異状死かどうか分けられないのであれば、分けて把握できるような仕組みにしてほしい（佐藤、p26）  ○死亡診断書と死体検案書の様式を一緒にしたときに、犯罪死の見逃しとか在宅死の問題をどうするかということも議論した上で行わないといけない（久保、p28）  ○死亡診断書の電子化には賛成だが、電子化までの時間を考えると、まずは死亡診断書と死体検案書を分けて集計できるようにすべき（今村知、p29）</p>
9	<p><b>情報の適切な管理（法第18条）</b></p>	<p>○<b>死因究明等により得られた情報について、死者及びその遺族等の権利利益等に配慮して、適切に管理されるよう、ルールの作成、取り扱う者への周知徹底等、必要な施策を実施</b>（関係省庁）（P）</p>	<p>○3年ごとの見直しをどういう指標で行うのか見えてこないで、どのようなデータをどう組み合わせたらということが分かって、それをどういう点から評価しないといけないのかという議論が必要。そういう体制、仕組みづくりから入っていく段階かと思った（野口、p24）</p>